

令和元年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和元年12月6日

議案第1号	北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
議案第2号	士幌町森林環境譲与税基金条例案
議案第3号	士幌町民プール設置条例案
議案第4号	士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
議案第5号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第6号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第7号	士幌町消防団条例の一部を改正する条例案
議案第8号	士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第11号	士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号	士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第13号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第14号	士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
議案第15号	士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案
議案第16号	士幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例案
議案第17号	士幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第18号	下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第19号	士幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第20号	士幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第21号	士幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第22号	令和元年度士幌町一般会計補正予算（第6号）
議案第23号	令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第24号	令和元年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第25号	令和元年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第26号	令和元年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第27号	令和元年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月6日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、北十勝介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和元年12月6日提出

士幌町長 小林康雄

北十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

北十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条中「音更町地域包括支援センター内」を「音更町保健センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

士幌町森林環境譲与税基金条例案

士幌町森林環境譲与税基金条例

(設置目的)

第1条 士幌町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、士幌町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、すべて基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要あると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の推進のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運用管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

令和元年度から譲与（配分）が開始される森林環境譲与税を土幌町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき基金条例を制定するものである。

士幌町民プール設置条例案

士幌町民プール設置条例

(設置)

第1条 町民の心身の健全な発達及び水泳の普及振興を図るため、士幌町民プール(以下「町民プール」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 町民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 士幌町民プール

(2) 位置 河東郡士幌町字士幌西2線162番地

(施設の管理運営)

第3条 町民プールの管理運営は、士幌町教育委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(使用の許可)

第4条 町民プールを個人で使用しようとする者は、委員会の定める使用時間に使用するものとする。

2 町民プールを専用で使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならぬ。

3 委員会は、町民プールの使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 町民プールの使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、町民プールの使用を禁止及び拒否し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) その使用が、この条例及びこの条例に基づく規則に違反するものであるとき。

(2) その使用が、付添人のない未就学児によるものであるとき。

(3) その他町民プールの保全又は第4条第1項又は第2項に規定する者(以下「使用者」という。)の安全などのため、委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定による使用の禁止若しくは拒否又は使用の許可の取消しの命令を受け、それによって使用者に損害を生じた場合においても、町はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(行為の禁止)

第7条 町民プールでは、次の行為をしてはならない。

- (1) 使用時間外に入場すること。
- (2) 感染症の患者が使用すること。
- (3) 飲酒行為をすること。
- (4) 公益を害する行為をすること。
- (5) 前各号に類する行為で、委員会が定める行為

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意若しくは過失により町民プールを破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めた場合は、賠償の義務を免除し、又は減ずることができる。

2 前項の損害の額は、町長が定める。

(指定管理者による管理)

第9条 町長は、町民プールの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に町民プールの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、第3条中「土幌町教育委員会」（以下「委員会」という。）とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項、第2項及び第3項並びに第6条中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則で定める管理の基準に従い、町民プールを適正に使用させなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に町民プールの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1条に規定する町民プールの設置の目的達成のために必要な事業の実施に関する業務

(2) 町民プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他町民プールの管理運営上、委員会が必要と認める業務

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(土幌町トレーニングセンター設置条例の廃止)
- 2 士幌町トレーニングセンター設置条例（平成12年条例第104号）は、廃止する。

説 明

地方自治法第244条の2第1項の規定により、士幌町民プール設置条例を制定し、
士幌町トレーニングセンター設置条例を廃止するものである。

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 紙与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第15条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

2 採用が困難な職については、前項の号給に20号給以内の数を加算することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号。以下「給与条例」という。）

第5条第1項及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の扶養手当）

第6条 納付条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の住居手当）

第7条 納付条例第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 納付条例第8条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第9号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 納付条例第11条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「勤務時間等条例第2条第6項の規定により、あらかじめ同条第5項により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 納付条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第1項中「勤務時間等条例第2条第6項の規定に基づき毎日曜日」とあるのは「毎日曜日」と、「勤務時間等条例第5条」とあるのは「職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）第5条」と、「勤務時間等条例第2条第6項及び同条第10項の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、同条第2項中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」とい

う。)」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第12条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第13条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(端数計算)

第14条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第11条、第11条において準用する給与条例第12条及び第12条において準用する給与条例第12条の3の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て。50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第14条第1項から第4項、同条第6項、第14条の2及び第14条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第14条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、附則第5条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）と同じくする場合に限る。次項、次条第2項及び第3項並びに第26条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 16 条 納入条例第 15 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 3 項及び第 5 項までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額」と読み替えるものとする。

2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月末満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の寒冷地手当)

第 17 条 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和 39 年条例第 14 号）第 1 条及び第 2 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「次の表に掲げる額」とあるのは、「次の表に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 18 条 第 10 条において準用する給与条例第 11 条、第 11 条において準用する給与条例第 12 条及び第 12 条において準用する給与条例第 12 条の 3 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、住居手当の月額（第 7 条において準用する給与条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員に支給する住居手当を除く。）及び寒冷地手当の月額の合算額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数に当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 日の勤務時間数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を

当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の休日の日数に当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第21条 特殊勤務手当条例第4条から第10条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を特

殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 22 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50
(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第23条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数計算)

第25条 第29条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第26条 給与条例第14条から第14条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第14条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、附則第5条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当の月額の合計額」とある

のは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月末満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第 27 条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職したまでの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出）

第 28 条 次条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第 20 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の休日の日数に当該パートタイム会計年度任用職員の平均した 1 日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第 20 条第 2 項の規定により計算して得た額を当該パート

タイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

2 第 22 条から第 24 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 前項第 1 号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬 前項第 2 号の規定により計算して得た額

(3) 時間額による報酬 第 20 条第 3 項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第 29 条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 1 項第 1 号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 1 項第 2 号に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 30 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 8 条の 3 第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償（以下この条において「費用弁償」という。）を支給する。

2 費用弁償の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 紹介条例第 8 条の 3 第 2 項各号又は同条第 3 項各号の規定により算定した額

(2) 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 紹介条例第 8 条の 3 第 2 項各号又は同条第 3 項各号の規定により算定した額を 21 で除した額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を日額又は勤務 1 回当たりの額とし、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務日数又は勤務回数に応じて算出した額

3 費用弁償は、第 27 条第 1 項に規定する報酬の支給日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第 31 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平

成 7 年条例第 1 号) の規定の適用を受ける職員の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第 32 条 給与条例第 6 条の 2 の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第 33 条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員については、常時勤務を要する職を占める職員との權衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)第 1 条の規定による改正前の法(以下「改正前地方公務員法」という。)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により臨時的に任用された職員又は法第 17 条の規定により任用された一般職の非常勤職員で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員で 1 日の勤務時間が 7 時間 30 分以上のものが、その者の報酬月額又は報酬日額が同日に受けていた賃金月額又は賃金日額に達しないこととなる者については、報酬月額又は報酬日額が同日に受けていた賃金月額又は賃金日額に達するまでの間、報酬月額又は報酬日額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給することができる。また、第 2 条に規定する扶養手当及び住居手当については 5 年間、報酬として支給できるものとする。この場合において、第 28 条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号の規定により計算して得た額」とあるのは、「第 20 条第 1 項の規定により計算して得た額及び住居手当の合算額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の休日の日数に当該パートタイム会計年度任用職員の平均した 1 日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	146,100	41	206,300	81	264,700	121	293,400
2	147,200	42	207,600	82	265,800	122	293,800
3	148,400	43	208,900	83	267,100	123	294,100
4	149,500	44	210,200	84	268,400	124	294,500
5	150,600	45	216,200	85	269,400	125	294,700
6	151,700	46	218,000	86	270,500	126	294,900
7	152,800	47	219,700	87	271,800	127	295,200
8	153,900	48	221,500	88	273,100	128	295,600
9	154,900	49	223,200	89	274,000	129	295,800
10	156,300	50	224,900	90	275,000	130	296,100
11	157,600	51	226,500	91	275,900	131	296,500
12	158,900	52	228,100	92	277,000	132	296,900
13	160,100	53	229,500	93	278,100	133	297,100
14	161,600	54	231,200	94	279,100	134	297,400
15	163,100	55	232,800	95	280,000	135	297,800
16	164,700	56	234,400	96	281,000	136	298,100
17	165,900	57	235,400	97	281,500	137	298,300
18	167,400	58	236,900	98	282,400	138	298,600
19	168,900	59	238,300	99	283,100	139	299,000
20	170,400	60	239,500	100	284,000	140	299,300
21	171,700	61	240,700	101	285,000	141	299,500
22	174,400	62	241,900	102	285,800	142	299,900
23	177,000	63	242,900	103	286,600	143	300,300
24	179,600	64	244,100	104	287,400	144	300,600
25	182,200	65	245,400	105	288,200	145	300,800
26	183,900	66	246,400	106	288,700	146	301,000
27	185,500	67	247,600	107	289,100	147	301,300
28	187,200	68	248,900	108	289,600	148	301,700
29	188,700	69	249,800	109	289,800	149	301,900
30	190,400	70	251,100	110	290,100	150	302,100
31	192,200	71	252,300	111	290,300	151	302,400

32	193,900	72	253,600	112	290,700	152	302,700
33	195,500	73	255,000	113	290,900	153	303,100
34	196,900	74	256,400	114	291,100	154	303,300
35	198,400	75	257,600	115	291,500	155	303,600
36	199,900	76	258,800	116	291,800	156	303,900
37	201,200	77	260,000	117	292,100	157	304,200
38	202,500	78	261,200	118	292,400		
39	203,700	79	262,500	119	292,700		
40	205,000	80	263,600	120	293,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	700,000	11	900,000
2	720,000	12	920,000
3	740,000	13	940,000
4	760,000	14	960,000
5	780,000	15	980,000
6	800,000	16	1,000,000
7	820,000	17	1,020,000
8	840,000	18	1,040,000
9	860,000	19	1,060,000
10	880,000	20	1,080,000

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

説明

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があることから提案するものである。

議案第5号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限についての手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2号中「(法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。)を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 士幌町印鑑登録及び証明に関する条例(平成24年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)」に改める。

(士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

(土幌町消防団条例の一部改正)

第5条 士幌町消防団条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第8条第2項第2号中「第7条各号（第3号を除く。）」を「前条各号（第2号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

説 明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を制定しようとするものである。

議案第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(士幌町職員定数条例の一部改正)

第1条 士幌町職員定数条例(昭和34年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時」を「臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限についての手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(昭和40年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定によ

る育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

（3）1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳

に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）」を加え、「昇級」を「昇給」に改める。

第9条第2号中「（昭和59年条例第2号）」を削る。

第19条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第21条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(土幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 土幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(報酬に関する条例の一部改正)

第8条 報酬に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第10条 特殊勤務手当支給条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員の給与に関する条例」の次に「及び土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例)」を加える。

(土幌町交通安全指導員設置条例の廃止)

第11条 土幌町交通安全指導員設置条例(昭和47年条例第15号)は、廃止する。

(土幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第12条 土幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「常勤職員及び」を「常勤職員等及び」に改め、同項第2号中「常勤職員」を「常勤職員等」に改める。

第3条第1項中「常勤職員が出張し、」を「常勤職員等が出張し、」に改める。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1

内国旅行の旅費

1 日当、車賃、宿泊料及び食卓料

種類	区分	額
日当 (1日につき)	甲地方	2,200円
	乙地方	2,000円
車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円
	乙地方	1,200円
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	11,000円
	乙地方	10,000円
	丙地方	8,190円
食卓料 (1夜につき)		1,600円

備考

- 1 甲地方とは、東京都（特別区及び市に限る。）及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に定める指定都市をいう。）をいい、乙地方とは、甲地方及び町内を除く地域をいい、丙地方とは、本町を地域をいう。
- 2 医師が医療業務（保健業務、往診業務等を除く。以下同じ。）に従事するため丙地方に旅行する場合の日当は、本表によらず1日につき3,000円とする。
- 3 乙地方の日当の適用については、十勝総合振興局管外の場合とする。
- 4 乙地方の車賃の適用については、十勝総合振興局管外の市の場合とする。
- 5 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 6 丙地方の宿泊料の適用については、町長が定める施設に宿泊した場合とし、この施設以外に宿泊した場合は定額の2分の1に相当する額とする。

2 移転料

区分	額
鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

議案第7号

士幌町消防団条例の一部を改正する条例案

士幌町消防団条例の一部を改正する条例

士幌町消防団条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「4,900円」を「6,000円」に、「4,200円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

消防団員の待遇改善の一環として、災害・訓練活動等の実態に応じた費用弁償の引上げを行うため、条例を改正しようとするものである。

議案第8号

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの

第6条第1項第2号中「氏名又は通称」を「氏名、旧氏又は通称」に改める。

第10条中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

議案第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100

20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400

54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	

88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600	381, 500		
95		295, 200	343, 100	381, 900		
96		295, 600	343, 500	382, 300		
97		295, 800	343, 700	382, 600		
98		296, 100	344, 100	383, 100		
99		296, 500	344, 500	383, 500		
100		296, 900	344, 800	383, 900		
101		297, 100	345, 100	384, 200		
102		297, 400	345, 500	384, 700		
103		297, 800	345, 900	385, 100		
104		298, 100	346, 300	385, 500		
105		298, 300	346, 800	385, 800		
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				
120		302, 700				
121		303, 100				

122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

- 令和元年 12 月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第 15 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」とする。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第 10 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	176,000
2	226,000
3	276,000
4	326,000
5	375,000
6	422,000
7	472,000
8	533,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の人事院勧告に準じて給与改定をするため、条例を改正するものである。

議案第 11 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当に関する特例）
- 2 令和元年 12 月に支給する期末手当に限り改正後の条例第 4 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 227.5」に読み替えるものとする。
（給与の内払い）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、士幌町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第 12 号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 445」を「100 分の 450」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（報酬等の内払い）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなす。

説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、議会議員の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第13号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案

士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

士幌町水道事業給水管理条例(昭和45年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第20条の4第1号中「1年以内ごとに1回、定期に」を「毎年1回以上定期に」に改め、同条第2号中「1年以内ごとに1回、定期に」を「毎年1回以上定期に」に改める。

第22条を次のように改める。

(料金)

第22条 料金は、別表第1に掲げる基本料金、超過料金及び臨時用料金の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第25条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第29条の見出し中「、使用料」を削り、「、及び」を「及び」に改め、同条中「料金使用料、及び」を「料金、手数料及び」に改める。

第30条の見出し中「、使用料」を削り、同条中「、使用料、及び」を「及び」に改める。

第32条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

士幌町簡易水道料金（1か月につき）

区分	基本水量等	基本料金	超過料金
家事用	5m ³ まで	950円	1m ³ につき170円
事業用	5m ³ まで	950円	1m ³ につき170円

営農用	5 m ³ まで	950円	5 m ³ を超えて20 m ³ までの1 m ³ につき170円 20 m ³ を超えて100 m ³ までの1 m ³ につき90円 100 m ³ を超える1 m ³ につき70円
臨時用	1 m ³ につき	300円	

備考

- 1 家事用とは、一般家庭、アパート、寮等において使用するものをいう。
- 2 事業用とは、家事用、営農用、臨時用以外に使用するものをいう。
- 3 営農用とは、農業を営む者が生活及び営農に使用するものをいう。
- 4 臨時用とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和2年2月29日までに行われるメーター計量に基づく料金の算定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）により、貯水槽水道の管理基準が変更されたこと、土幌町簡易水道料金の改定に伴い料金に関する事項等を改めるため、条例を改正するものである。

議案第15号

士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案

士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例

士幌町公共下水道条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のように改める。

使用料の額は、毎使用月において使用者が排出した汚水の量に応じ、別表に掲げる基本使用料及び超過使用料の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第16条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

使用料の算定基準（1か月につき）

種目	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
水道水の汚水	5m ³ まで	650円	1m ³ につき	170円
水道水以外の汚水	5m ³ まで	650円	1m ³ につき	170円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年2月29日までに行われるメーター計量に基づく使用料の算定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

士幌町下水道使用料の改定に伴い、使用料に関する事項等を改めるために条例を改正するものである。

士幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例案

士幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例

士幌町学習体験の里設置条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 施設利用料

(1) 交流室及び研修室

宿泊利用料（1人1泊）の上限額（円）			日帰り利用料（1人）の上限額（円）		
大人	高校生	小中学生	大人	高校生	小中学生
1,500	1,000	600	700	450	230

備考

(1) 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、宿泊する場合で、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組500円を上限とする。

(2) ちゅう房施設を利用した場合は、1人につき100円を当該利用料の上限額に加算する。

(2) コテージ

基本利用料（1棟1泊）の上限額（円）	加算利用料（1人1泊）の上限額（円）
9,000	1,700

備考

小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組1,000円を上限とする。

(3) キャンプ場

区分	単位	利用料の上限額（円）
テントサイト	1区画1泊	600

2 器具利用料

器具名	単位	器具利用料の上限額（円）
マウンテンバイク	1台1回3時間	100

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町学習体験の里設置条例第5条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第6条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

士幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例案

士幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例

士幌町国産材展示施設設置条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

施設利用料

(1) 研修室

研修室利用料の上限額（円）			
午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	午後9時から翌日午前9時まで1時間につき	全日（午前9時から午後5時まで）
1,100	1,350	1,600	7,800

(2) コテージ

基本利用料（1棟1泊）の上限額（円）	加算利用料（1人1泊）の上限額（円）
9,000	1,700

備考

小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組1,000円を上限とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町国産材展示施設設置条例第5条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第6条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案

下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例

下居辺交流施設設置条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 宿泊料及び休憩料

宿泊料（1人1泊）の上限額（円）				休憩料（1人）の上限額（円）	
大人		小人		大人	小人
洋室（和洋室 含む）	和室	洋室（和洋室 含む）	和室		
9,000	8,000	7,500	6,500	600	300

備考

- (1) 休憩料とは、浴室及び休憩室を宿泊以外の目的で利用する場合の利用料をいう。
- (2) 小人とは、小学生をいう。
- (3) 11月から翌年4月までの間に宿泊した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料の上限額に加算する。
- (4) 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組2,000円を上限とする。
- (5) 宿泊利用時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料の上限額に加算する。
- (6) 客室の定員数に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、当該宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とする。

2 研修室等施設利用料

施設の名称	施設利用料の上限額（円）				
	午前9時から午 後5時まで1時 間につき	午後5時から午 後9時まで1時 間につき	午後9時から翌 日午前9時まで1 時間につき	全日（午前9時か ら午後9時まで）	
研修室A	2,100	2,600	3,100	15,500	

研修室B	2,100	2,600	3,100	15,500
研修室C	1,600	2,100	2,600	10,500
客室	1,600	2,100	2,600	10,500

備考

- (1) 各施設を利用する場合（全日利用の場合を除く。）における基本利用時間は4時間とし、4時間を超えて利用する場合の利用料金の上限額は、1時間（1時間に満たない場合であっても、1時間とみなす。）につき、延長して利用する時間帯の利用料金の4分の1の額を加算した額とする。
- (2) 11月から翌年4月までの間に利用した場合は、暖房料として1室につき300円を当該利用料金の上限額に加算する。
- (3) 入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的とした利用に係る利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に100分の150を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に下居辺交流施設設置条例第6条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第7条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

士幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条例案

士幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条例

士幌町農民健康増進施設設置条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 宿泊料

宿泊料（1人1泊）の上限額（円）			
大人		小人	
洋室	和室	洋室	和室
9,000	8,000	7,500	6,500

備考

- (1) 小人とは、小学生をいう。
- (2) 11月から翌年4月までの間に宿泊した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料の上限額に加算する。
- (3) 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組2,000円を上限とする。
- (4) 宿泊利用時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料の上限額に加算する。
- (5) 客室の定員数に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、当該宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とする。

2 会議室等施設利用料

施設の名称	施設利用料の上限額（円）			
	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	午後9時から翌日午前9時まで1時間につき	全日（午前9時から午後9時まで）
会議室	2,100	2,600	3,100	15,500
交流室	2,100	2,600	3,100	15,500
客室	1,600	2,100	2,600	10,500

備考

- (1) 各施設を利用する場合（全日利用の場合を除く。）における基本利用時間は4時間とし、4時間を超えて利用する場合の利用料金の上限額は、1時間（1時間に満たない場合であっても、1時間とみなす。）につき、延長して利用する時間帯の利用料金の4分の1の額を加算した額とする。
- (2) 11月から翌年4月までの間に利用した場合は、暖房料として1室につき300円を当該利用料金の上限額に加算する。
- (3) 入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的とした利用に係る利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に100分の150を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町農民健康増進施設設置条例第6条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第7条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

士幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正する条例案

士幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正する条例

士幌町地域創造発信拠点施設設置条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,760」を「1,790」に、「1,250」を「1,270」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町地域創造発信拠点施設設置条例第7条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第8条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

議案第21号

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「540円」を「550円」に、「648円」を「660円」に改める。

別表中「1,836円」を「1,870円」に、「3,672円」を「3,740円」に、「4,806円」を「4,895円」に、「9,612円」を「9,790円」に、「2,052円」を「2,090円」に、「4,104円」を「4,180円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条第1項第1号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町農畜産物加工研修施設設置条例第11条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第7条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

基本利用料金の額及び加工室等の利用料金の上限額を見直しするために条例を改正するものである。

